

年 月 日

串本町長 様

医療機関

所在地

名称

医師氏名

印

電話番号

### 診療情報提供書

串本町病児病後児保育事業の利用に当たり、利用が可能であると判断しましたので、必要な情報について下記のとおり提供します。

児童氏名	男・女	生年月日	年 月 日（ 歳 ヲ月）	
住所	〒		電話番号	
	<input type="checkbox"/> 感冒・感冒様症候群 <input type="checkbox"/> 突発性発疹 <input type="checkbox"/> 扁桃腺炎 <input type="checkbox"/> 手足口病 <input type="checkbox"/> 気管支炎 <input type="checkbox"/> 伝染性紅斑（リンゴ病） <input type="checkbox"/> 気管支喘息 <input type="checkbox"/> 流行性耳下腺炎 <input type="checkbox"/> 感染性胃腸炎 <input type="checkbox"/> 水痘 <input type="checkbox"/> 中耳炎 <input type="checkbox"/> 百日咳 <input type="checkbox"/> 結膜炎 <input type="checkbox"/> インフルエンザ（A・B型） <input type="checkbox"/> 溶連菌感染症 <input type="checkbox"/> RSウイルス感染症 <input type="checkbox"/> ヘルパンギーナ <input type="checkbox"/> マイコプラズマ感染症 <input type="checkbox"/> アデノウイルス感染性 <input type="checkbox"/> その他（                      ）		病名不明 <input type="checkbox"/> 発熱 <input type="checkbox"/> 下痢 <input type="checkbox"/> 嘔吐 <input type="checkbox"/> 咳嗽 <input type="checkbox"/> 喘息 <input type="checkbox"/> 発疹 <input type="checkbox"/> その他 （                      ）	
	病状	<input type="checkbox"/> 急性期（発熱等） <input type="checkbox"/> 回復期（解熱・微熱等）		
熱性けいれんの既往歴	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し			
安静度	<input type="checkbox"/> 隔離室で隔離 <input type="checkbox"/> 室内安静（ベッド上での生活が主、他児との静かな遊びは可） <input type="checkbox"/> 室内保育（他児と室内で普通に遊んでよい）			
保育室で投与が必要な薬	有 ・ 無			
	処方内容   ： 与薬方法   ：食前・食間・食後・指定時間（    時間毎）			
	医療従事者への連絡・相談 <input type="checkbox"/> 坐薬 <input type="checkbox"/> SPO2測定 <input type="checkbox"/> その他（                      ）			
保育室への指示・連絡事項（所見等）				

医療機関 医師各位

病児・病後児保育にかかる診療情報提供書の発行について（お願い）

病児・病後児保育室の利用を希望する場合は、かかりつけ医の診察を受けて、「診療情報提供書」の記入を依頼し、保育室に提出することになっています。診察した児童について、入院の必要性はなく、病児・病後児保育室の利用が可能であると認められる場合のみ、表面「診療情報提供書」を作成いただきますようお願いいたします。

< 病児・病後児保育とは >

入院を必要としない程度の病状で、病気の急性期から回復期にあり、家庭や集団での保育が困難なお子さまを一時的にお預かりする制度です。

※かかりつけ医から「診療情報提供書」が出された場合でも、急な症状の変化や利用当日の健康状況により、保育室の判断で利用をお断りする場合があります。

< 利用できる方 > 下記のすべてにあてはまる児童

対象となる児童は、保護者の仕事や疾患などの理由で、家庭での看護や集団での保育が困難な状況にあり、次の要件のすべてにあてはまるときにご利用になれます。

1. 串本町に住所を有していて、生後6ヶ月以上小学3年生までであること。
2. 以下の病気治療中で、医療機関での入院加療の必要がなく、当面の症状の急変がみとめられないこと。
  - ① 風邪、下痢など子どもが日常的にかかる疾患（下痢等症状のひどい場合はお預かりできません）
  - ② インフルエンザなどの感染性疾患
  - ③ 骨折、熱傷などの外傷性疾患
3. かかりつけ医等の診断医より病児保育室の利用が可能であると判断を得られていること。

※定員に空きがあり、保護者が串本町内で勤務している場合には、町外の方でも病児保育が利用できます。

【病児・病後児保育 実施施設】

病児・病後児保育室「ぼけっと」 串本町サンゴ台 691-7 くしもと町立病院内

【問い合わせ先】

串本町役場 こども未来課 Tel 0735-67-7027